

事務連絡
平成28年9月8日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

平成28年台風10号に関する介護報酬等の請求書の提出期限について

平成28年台風10号の被害により、介護報酬等（介護予防・日常生活支援総合事業を実施している市町村においては、第1号事業支給費を含む。）の請求等の事務が通常より遅れる場合があることに鑑み、平成28年8月サービス提供分（9月提出分）に係る請求明細書の提出期限については、災害救助法適用地域に所在する介護サービス事業所等に限り、通常の平成28年9月10日ではなく、平成28年9月14日とします。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとしますので、貴管内市町村、サービス事業者等への周知徹底を図るよう、よろしくお願いいたします。